

法務省民商第44号
令和7年3月19日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱い
について（通知）

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号。以下「改正法」という。）、私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第209号。以下「改正政令」という。）、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第21号。以下「改正省令」という。）及び学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号。以下「改正会計基準」という。）の一部又は全部が、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」、「政令」、「省令」及び「会計基準」とあるのは、それぞれ改正法、改正政令、改正省令及び改正会計基準による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号）、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）及び学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、いずれも当該改正後のものです。また、「商登法」、「商登規則」、「組登令」及び「各登規則」とあるのは、それぞれ商業登記法（昭和38年法律第125号）、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）、組合等登記令（昭和39年政令第29号）及び各種法人等登記規則（昭和39

年法務省令第 46 号) をいいます。

おって、本通知に抵触する従前の取扱いは、この通知により変更したものとします。

記

第 1 学校法人の機関に関する改正

1 学校法人に設置される機関等

(1) 学校法人に設置すべき機関

学校法人（私立学校の設置を目的として、法の定めるところにより設立される法人をいう（法第 3 条）。以下同じ。）は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会に加えて、新たな機関として理事選任機関を置かなければならないとされた（法第 18 条第 1 項）。

また、理事及び監事の定数は、従前と同様に、それぞれ 5 人以上及び 2 人以上とされたが、評議員の定数は 6 人以上とされ、それぞれの定数は、寄附行為をもって定めるとされ、評議員の定数は、理事の定数を超える数でなければならぬとされた（同条第 3 項）。

(2) 学校法人に設置することができる機関

学校法人は、上記(1)に規定するもののほか、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができ（法第 18 条第 2 項）、その定数は、寄附行為をもって定めるとされた（同条第 4 項）。

(3) 学校法人の設立における寄附行為

学校法人を設立しようとする者は、寄附行為をもって少なくとも法第 23 条第 1 項各号の事項を定め、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならぬとされた（法第 23 条第 1 項）。

また、学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。）及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）は、寄附行為をもって定めなければならぬとされた（同条第 2 項）。

なお、寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる（同条第 4 項、省令第 5 条）。

2 各機関

(1) 理事選任機関

理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもって定めるとされた（法第 23 条第 1 項第 10 号、第 29 条）。

なお、理事選任機関の構成等は、寄附行為にゆだねられていることから、評議員会を理事選任機関とすることも可能である。

(2) 理事

ア 理事の職務等

旧法においては、理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表するとされていたが（旧法第 37 条第 2 項）、改正法により、理事長又は代表業務執行理事（後記(4)）でない理事は、学校法人の代表権を有しないこととされた。

イ 理事の選任等

理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもって定めるところにより、理事選任機関が選任するとされ（法第 30 条第 1 項）、理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないとされた（同条第 2 項）。

なお、評議員会が理事選任機関となった場合には、評議員会の意見聴取を要しない。

また、理事選任機関は、理事を選任する場合に、次に掲げる事項も併せて決定することにより、理事の総数が 5 人（5 人を超える員数を寄附行為をもって定めた場合にあっては、その員数。以下同じ。）を下回ることとなるときに備えて補欠の理事を選任することができることとされた（同条第 3 項、省令第 9 条第 2 項）。

(ア) 当該候補者が補欠の理事である旨

(イ) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名

(ウ) 同一の理事（2 人以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の理事）につき 2 人以上の補欠の理事を選任する

ときは、当該補欠の理事相互間の優先順位

(エ) 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

(オ) 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間

ウ 理事の資格及び構成

法人は理事となることができないとされるとともに（法第 31 条第 1 項第 1 号）、旧法では、理事は 1 名以上を評議員のうちから選任しなければならないとされていたが（旧法第 38 条第 1 項第 2 号）、改正法により、理事は、監事又は評議員を兼ねることができないとされた（法第 31 条第 3 項）。

エ 理事の任期

理事の任期は、選任後寄附行為をもって定める 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する法第 69 条第 1 項の定時評議員会の終結の時までとするとされるとともに（法第 32 条第 1 項）、当該寄附行為をもって定める期間は、法第 47 条第 1 項の規定により監事について寄附行為をもって定める期間及び法第 63 条第 1 項の規定により評議員について寄附行為をもって定める期間を超えてはならないとされた（同条第 2 項）。

また、寄附行為をもって、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期について、当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げないとされた（同条第 3 項）。

オ 理事の解任

理事選任機関は、理事が次の(ア)から(ウ)までに掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもって定めるところにより、当該理事を解任することができることとされた（法第 33 条第 1 項）。

(ア) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(イ) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(ウ) その他寄附行為をもって定める事由があるとき。

なお、理事選任機関を複数設置し、それぞれが理事を選任していた場合においては、当該理事を選任した理事選任機関のみが当該理事を解任する権限を有する。

カ 理事の権利義務を承継する者

理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによって理事の総数が5人を下回る事となった場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有するとされた（法第34条第1項）。

また、理事の総数が5人を下回る事となった場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができることとされ（同条第2項）、改正法により、仮理事の規定（旧法第40条の4）は削除された。

キ 理事に関する経過措置

(ア) 理事の資格等に関する経過措置

改正法の施行の際現に在任する学校法人（法第152条第5項の法人を含む。）の理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、法第31条及び第146条第1項（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第2条第1項）。

(イ) 理事の任期に関する経過措置

改正法の施行の際現に在任する学校法人の理事である者の任期は、法第32条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、改正法の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とし、ただし、当該期間の満了の時が令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとするとされた（改正法附則第3条）。

(3) 理事会

ア 理事会の構成

理事会は全ての理事で組織することは、従前と同様である（法第36条第1項）。

イ 決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うとされた（法第 42 条第 1 項）。

また、次に掲げる理事会の決議による決定は、それぞれ次に定める方法により行わなければならないとされた（同条第 2 項）。

(ア) 寄附行為の変更（法第 108 条第 1 項）

議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決する方法

(イ) 解散（法第 109 条第 1 項第 1 号）及び合併（法第 126 条第 1 項）

理事の総数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決する方法

なお、決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないことは、従前と同様である（同条第 3 項）。

ウ 議決の特例

学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当する方法又は電磁的記録媒体をもって調整するファイルに当該情報を記録したものを交付する方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができるとされた（法第 42 条第 4 項、省令第 8 条第 1 項）。

(ア) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の関

覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

なお、これらの方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない（省令第 8 条第 2 項）。

エ 議事録

理事会の議事については、議事録を作成しなければならないとされ（法第 4 3 条第 1 項）、理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、理事会の議事の経過の要領及びその結果並びに理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称等を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないとされた（省令第 1 5 条第 2 項、第 3 項）。

また、議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた 2 人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあっては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない（法第 4 3 条第 2 項）、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、署名又は記名押印に代わる措置として電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する措置をとらなければならないとされた（同条第 3 項、省令第 1 6 条）。

(ア) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

(イ) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(4) 理事長及び代表業務執行理事

ア 理事長

学校法人には理事長 1 人を置き、寄附行為をもって定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定し（法第 3 7 条第 1 項）、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理するとされ（同条第 6 項）、

従前と異なり、理事長の選定は理事会で行う点が法定された。

イ 代表業務執行理事

学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、代表業務執行理事（寄附行為をもって定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事（法第37条第7項））を置くことができるとされた（同条第2項）。

また、代表業務執行理事は、寄附行為をもって定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定するとされた（同条第3項）。

なお、代表業務執行理事の代表権については、代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項とされていることから（組登令第2条第2項第6号、別表）、旧法における理事と同様、当該定めによりこれを第三者に対抗することができる（法第22条第2項、第37条第9項）。

(5) 評議員会

ア 評議員会の構成等

評議員会は、全ての評議員で組織することは、従前と同様である（法第66条第1項）。

また、学校法人は、法の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもって定めることができないとされるとともに（同条第3項）、法の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもって定めることを妨げないとされた（同条第4項）。

イ 評議員会の招集の時期

定時評議員会は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで（法第98条）。以下同じ。）の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第69条第1項）、このほか、評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる（同条第2項）。

ウ 決議要件

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出

席し、その過半数をもって行うとされた（法第 76 条第 1 項）。

なお、決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないのは、従前と同様である（同条第 4 項）。

エ 議決の特例

学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、評議員が書面又は法第 70 条第 5 項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとするところとされ（法第 76 条第 5 項）、当該情報通信の技術を利用する方法は、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものとされた（法第 70 条第 5 項、政令第 2 条、省令第 21 条、第 22 条）。

オ 議事録

評議員会の議事については、議事録を作成しなければならないとされ（法第 78 条第 1 項）、評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、評議員会の議事の経過の要領及びその結果、評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称並びに議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないとされた（省令第 23 条第 2 項、第 3 項）。

第 2 学校法人に関するその他の改正

1 計算書類等及び財産目録の作成等

(1) 計算書類等及び財産目録の作成

学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成するとともに（法第 103 条第 1 項）、毎会計年度終了後 3 月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならないとされた（同条第 2 項、省令第 29 条、会計基準第 3

章)。

また、学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、財産目録を作成しなければならないとされた（法第 107 条第 1 項第 1 号、会計基準第 4 章）。

なお、計算書類等及び財産目録は、電磁的記録をもって作成することができる（法第 103 条第 3 項、第 107 条第 2 項）。

(2) 作成基準

学校法人は、文部科学省令で定める基準としての会計基準に従い、会計処理を行わなければならないとされ（法第 101 条）、貸借対照表及び財産目録の様式は、それぞれ会計基準第 1 号様式及び第 8 号様式のとおりとされた（法第 103 条第 1 項、第 2 項、第 107 条第 1 項、会計基準第 22 条、第 47 条）。

(3) 会計帳簿等に関する経過措置

ア 計算書類等に関する経過措置

法第 103 条（第 1 項を除く。）（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書及び事業報告書の作成については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第 4 条第 1 項）。

イ 会計処理に関する経過措置

法第 101 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計について適用するとされた（改正法附則第 4 条第 2 項）。

2 寄附行為の変更

寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない（法第 108 条第 1 項）、その変更は、軽微な変更として次に掲げる事項を除き、従前と同様、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（同条第 3 項、省令第 46 条第 1 項）。

(1) 学校法人の設置する私立学校等の名称等の変更

法第 23 条第 1 項第 3 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合

を含む。)に掲げる事項のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第1項(同法第134条第2項において準用する場合を含む。)及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項(省令第46条第1項第1号)

(2) 事務所の所在地の変更

法第23条第1項第4号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)(省令第46条第1項第2号)

(3) 公告の方法の変更

法第23条第1項第16号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(省令第46条第1項第3号)

なお、軽微な変更とされた上記(1)から(3)までの事項は、旧法において届出事項とされたものと同様である(旧法第45条第1項、旧省令第4条の3第1項)。

おって、当該理事会の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないのは、従前と同様である(法第108条第2項)。

3 解散

学校法人の解散事由について、「理事の3分の2以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決」に代えて「理事会の決議による決定」とされた(法第109条第1項第1号)。

なお、法第109条第1項第1号の決議をするときは、従前と同様、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないとされた(同条第2項)。

また、当該理事会の決議による決定及び目的たる事業の成功の不能(同条第1項第3号)による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた(同条第3項)。

4 合併手続

学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならないとされた（法第126条第1項）。

なお、当該理事会の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないのは、従前と同様である（同条第2項）。

5 設立又は合併を無効とする判決

(1) 出訴期間等

学校法人の設立又は吸収合併若しくは新設合併の無効は、それぞれ次に掲げる期間に、訴えをもってのみ主張することができることとされた（法第138条第1項）。

ア 学校法人の設立

学校法人の成立の日から2年以内

イ 学校法人の吸収合併又は新設合併

吸収合併又は新設合併の効力が生じた日から6月以内

また、設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、学校法人は清算をしなければならない（法第111条第1項第2号）とされるとともに、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任するとされた（法第113条第2項）。

(2) 学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置

法第138条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用するとされた（改正法附則第6条）。

6 大臣所轄学校法人等の特例

改正法により、学校法人の規模に応じ、大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう（法第143条、政令第3条）。以下同じ。）とその他の学校法人の区分が創設され、大臣所轄学校法人等については、会計監査人を置かなければならない（法第144条第1項）とされるほか、寄附行為の変更（軽微な変更として次に掲げる事項を除く（省令第54条）。）、解散（法第109条第1項第1号に係る部分に限る。）及び合併の決定は、評議員会の決議がなければ

効力を生じないとされた（法第150条前段）。

(1) 学校法人の事務所の所在地等の変更

法第23条第1項第4号、第6号（理事会の決議に係る事項を除く。）、第9号（評議員会の決議に係る事項を除く。）、第11号、第12号及び第16号（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（省令第54条第1号）

(2) 学校法人の設置する私立学校等の名称等の変更

省令第46条第1項第1号に掲げる事項（省令第54条第2号）

(3) 寄附行為の必要的記載事項以外の変更

法第23条第1項各号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項以外の事項（省令第54条第3号）

なお、これらの理事会の決議については、あらかじめ、評議員会の意見を聴くことを要しない（法第150条後段）。

第3 準学校法人に関する改正

専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（法第152条第5項。以下「準学校法人」という。）には、法第3章及び第4章（第148条第4項を除く。）の規定を準用する（法第152条第6項）とされたため、上記第1及び第2の学校法人に関する改正に係る規定は、準学校法人にも準用される。

第4 学校法人及び準学校法人の組織変更に関する改正

1 通則

学校法人及び準学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、準学校法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ準学校法人及び学校法人となることのできるとされた（法第152条第7項）。

2 組織変更の主な手続

(1) 必要な事項の定め

学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定めることの決定にあつては、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、理事会により、議決に加わることが

できる理事の数の3分の2（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決する方法による決議を要するとされた（法第152条第8項において準用する法第42条第2項（第1号に係る部分に限る。）並びに第108条第1項及び第2項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）））。

また、大臣所轄学校法人等における上記決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じないとされた（法第152条第8項において読み替えて準用する法第150条）。

(2) 所轄庁の認可

学校法人及び準学校法人の組織変更は、所轄庁の認可を受けなければならないとされた（法第152条第7項）。

(3) 組織変更の効力の発生

学校法人及び準学校法人の組織変更は、その主たる事務所の所在地において組登令第9条の定めるところにより組織変更の登記をすることによって、それぞれ準学校法人及び学校法人となるとされた（法第152条第9項及び第10項により読み替えて準用する法第26条）。

第5 学校法人等の登記

1 添付書面の通則

理事会の議事録を添付書面とする登記の申請について、寄附行為において、理事会の定足数若しくは決議要件に別段の定めがある場合（上記第1の2(3)イ参照）、又は理事会の議事録に署名し若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた2人以上の理事とする旨の定めがある場合（上記第1の2(3)エ参照）には、これらの定めを証するため、寄附行為を添付しなければならない（各登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項）。

2 理事長の登記

(1) 登記義務

理事長は、従前と同様、学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」という。）を代表し、その業務を総理することから、「理事長」の資格で登記されることに変更はない（平成17年3月3日付け民商第496

号法務省民事局商事課長通知参照)。

(2) 添付書面

ア 設立の登記の申請書に添付すべき代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第2項）には、寄附行為（法第23条第2項により設立当初の理事の定めがあるもの。以下3(2)アにおいて同じ。）、寄附行為所定の方法により理事会によって理事長に選定されたことを証する書面（理事会の議事録）並びに理事長に就任した者の理事及び理事長としての就任承諾書が該当する。

なお、各登規則第5条においては、商登規則第61条第4項及び第5項は準用されていないため、理事長としての就任承諾書につき、市町村長の作成した印鑑証明書の添付は不要である。

イ 理事長の変更の登記の申請書に添付すべき登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項、第2条第2項第4号）には、次に掲げる書面が該当する。

(ア) 前理事長の退任を証する書面

(イ) 新理事長が理事に就任したことを証する書面として次に掲げるもの

a 寄附行為

b 寄附行為所定の方法により理事選任機関によって理事に選任されたことを証する書面（評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合（法第66条第4項、第30条第2項）には、寄附行為所定の方法により理事選任機関によって理事に選任されたことを証する書面及び評議員会の議事録）

c 理事としての就任承諾書

(ウ) 新理事長が理事長に就任したことを証する書面として次に掲げるもの

a 寄附行為

b 寄附行為所定の方法により理事会によって理事長に選定されたことを証する書面（理事会の議事録）

c 理事長としての就任承諾書

なお、上記(ア)の前理事長の退任を証する書面には、理事の任期が

選任後寄附行為をもって定める4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する法第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとされたことにより、寄附行為及び定時評議員会の議事録等が該当する。

おって、理事会の議事録につき、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた2人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあっては、当該理事）及び監事が当該議事録に押印した印鑑と変更前の理事長が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除き、当該議事録の印鑑につき、市町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない（各登規則第5条において準用する商登規則第61条第6項）。

3 代表業務執行理事の登記

(1) 登記義務

代表業務執行理事は、理事長以外に学校法人等の代表権を有する理事である「代表権を有する者」に該当することから、代表業務執行理事を置いた学校法人等は、当該理事の氏名、住所及び資格を登記しなければならない（組登令第2条第2項第4号）。

なお、代表業務執行理事の登記上の資格は、「理事」とし、併せて代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合には、後記4のとおり、その旨を登記するものとする（組登令第2条第2項第6号、別表）。

おって、代表業務執行理事ではない理事は、「代表権を有する者」に該当しないため、登記することを要しない（組登令第2条第2項第4号）。

(2) 添付書面

ア 設立の登記の申請書に添付すべき代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第2項）には、寄附行為、寄附行為所定の方法により理事会によって代表業務執行理事に選定されたことを証する書面（理事会の議事録）並びに代表業務執行理事に就任した者の理事及び代表業務執行理事としての就任承諾書が該当する。

なお、各登規則第5条においては、商登規則第61条第4項及び第5項が準用されていないため、代表業務執行理事としての就任承諾書につき、市町村長の作成した印鑑証明書の添付は不要である。

イ 寄附行為を変更して新たに代表業務執行理事を置いた場合におい

て、変更の登記の申請書に添付すべき登記事項の変更を証する書面（組登令第 17 第 1 項、第 2 条第 2 項第 4 号）には、上記 2 (2) イ (ア) から (ウ) までに準ずるものに加え、理事会の議事録（評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合（法第 66 条第 4 項、第 108 条第 2 項）には、理事会の議事録及び評議員会の議事録）が該当する。

また、上記括弧書きの場合には、寄附行為をも添付しなければならない（各登規則第 5 条において準用する商登規則第 61 条第 1 項）。

なお、寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（法第 108 条第 3 項）ことから、併せて所轄庁の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（組登令第 25 条において準用する商登法第 19 条）。

(3) 登記の記録

代表業務執行理事の登記の記録は、別紙記録例 1 及び 2 による。

4 代表権の範囲又は制限に関する定めの登記

(1) 代表権の範囲又は制限に関する定めがある代表業務執行理事について、設立の登記の申請書に添付すべき組登令第 2 条第 2 項第 6 号に掲げる事項を証する書面（組登令第 16 条第 3 項）には、寄附行為が該当する。

(2) 代表権の範囲又は制限のない代表業務執行理事について、寄附行為を変更して新たに代表権の範囲又は制限に関する定めを設定した場合における変更の登記の申請書に添付すべき登記事項の変更を証する書面（組登令第 17 第 1 項、第 2 条第 2 項第 6 号、別表）には、理事会の議事録（評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合（法第 66 条第 4 項、第 108 条第 2 項）には、理事会の議事録及び評議員会の議事録）が該当する。

また、上記括弧書きの場合には、寄附行為をも添付しなければならない（各登規則第 5 条において準用する商登規則第 61 条第 1 項）。

なお、寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（法第 108 条第 3 項）ことから、併せて所轄庁の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（組登令第 25 条において準用する商登法第 19 条）。

5 資産の総額の登記

設立の登記申請に添付すべき組登令第2条第2項第6号に掲げる事項を証する書面（組登令第16条第3項）及び資産の総額の変更の登記の申請書に添付すべき登記事項の変更を証する書面（組登令第17第1項、第2条第2項第6号、別表）については、従前と同様、財産目録又は貸借対照表等が該当する。

6 寄附行為の変更、合併及び解散の登記

(1) 寄附行為の変更に係る各種変更の登記

寄附行為の変更（組登令第2条第2項各号（第4号を除く。以下同じ。）に規定する事項）に係る各種変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項、第2条第2項第各号、別表）として、理事会の議事録（評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合（法第66条第4項、第108条第2項）には、理事会の議事録及び評議員会の議事録）が該当する。

また、上記括弧書きの場合には、寄附行為をも添付しなければならない（各登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項）。

なお、寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（法第108条第3項）ことから、軽微な変更として認可が不要となる次に掲げる事項を除き、所轄庁の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならないことは、従前と同様である（組登令第25条において準用する商登法第19条）。

ア 設置廃止を伴わない私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の名称の変更（上記第2の2(1)、組登令第2条第2項第6号、別表）

イ 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在場所の変更（上記第2の2(2)、組登令第2条第2項第3号）

(2) 解散の登記

学校法人等の解散の登記の手続は、従前と同様である（組登令第7条、第14条第4項、第19条、第25条において準用する商登法第18条、第19条及び第71条第1項）。

なお、法において、解散事由のうち「理事の3分の2以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決」（旧法第50条第1項1号）とあるのが、「理事会の決

議による決定」(法第109条第1項第1号)に改正されたことに伴い、当該事由による解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面(組登令第19条)として、理事会の議事録(評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合(法第66条第4項、第109条第2項)には、理事会の議事録及び評議員会の議事録)が該当する。

また、上記括弧書きの場合には、寄附行為をも添付しなければならないことは、従前と同様である(各登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項)。

なお、当該事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(法第109条第3項)ことから、当該事由による解散の登記の申請書には、所轄庁の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない(組登令第25条において準用する商登法第19条)。

おって、この場合の登記の記録例は、別紙記録例3による。

(3) 合併の登記

学校法人等の合併の登記の手続については、従前と同様である(組登令第8条、第16条、第17条第1項、第20条及び第21条並びに第25条において準用する商登法第18条、第19条、第71条第1項、第79条、第82条及び第83条)。

なお、合併の登記の申請書の添付書面は、基本的に従前のとおりであるが、合併手続が「理事の3分の2以上の同意」から「理事会の決議」に改正されたことに伴い、理事会の議事録(評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合(法第66条第4項、第126条第2項)には、理事会の議事録及び評議員会の議事録)の添付を要する。

また、上記括弧書きの場合には、寄附行為をも添付しなければならないことは、従前と同様である(各登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項)。

(4) 大臣所轄学校法人等の特例

大臣所轄学校法人等における寄附行為の変更(軽微な変更とされる次に掲げる登記事項を除く(省令第54条)。)、解散(法第109条第1項第1号に係る部分に限る。)及び合併の決定は、評議員会の決議が

なければ効力を生じない（法第 150 条前段）とされたため、当該寄附行為の変更に係る各種変更の登記、解散の登記及び合併の登記の申請書の添付書面については、それぞれ上記(1)から(3)までに記載の各書面に加え、評議員会の議事録の添付を要する。

ア 事務所の所在場所の変更（上記第 2 の 6 (1)、組登令第 2 条第 2 項第 3 号）

イ 設置廃止を伴わない私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の名称の変更（上記第 2 の 6 (2)、組登令第 2 条第 2 項第 6 号、別表）

なお、申請人が大臣所轄学校法人等に該当することの確認については、添付書面となる所轄庁の認可書又はその認証がある謄本によって行うものとする。

7 設立又は合併を無効とする判決に基づく変更の登記の嘱託等

(1) 裁判所による嘱託

学校法人等の設立又は合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は職権で、遅滞なく、学校法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記等を嘱託しなければならない（組登令第 14 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項）。また、この登記の嘱託書には、裁判書の謄本を添付しなければならない（会社等非訟事件等手続規則（平成 18 年最高裁判所規則第 1 号）第 45 条第 2 項が準用する第 42 条第 1 項）。

おって、この場合の登記の記録例は、別紙記録例 4 による。

(2) 清算人の登記

学校法人等の設立を無効とする判決が確定し、清算が開始された（法第 113 条第 1 項第 2 号）ことによる清算人の登記については、法第 113 条第 2 項に基づく裁判所の選任による就任の日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算人の氏名、住所及び資格を登記しなければならない（組登令第 3 条第 1 項、第 2 条第 2 項第 4 号）。

また、清算人の就任の登記の申請書に添付すべき登記事項の変更を証する書面（組登令第 17 条第 1 項、第 2 条第 2 項第 4 号）には、裁判所の選任決定書が該当する。

なお、裁判所により選任された清算人は、各自学校法人等を代表するものとして登記されることになる（法第 116 条第 2 項）。

8 組織変更の登記

学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人に組織変更するときは、寄附行為の定めによる認可その他必要な手続が終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない（組登令第9条）。

また、組織変更の登記の申請書に添付すべき組織変更に必要な手続がされたことを証する書面（組登令第22条）には、次に掲げる書面が該当する。

(1) 寄附行為

(2) 理事会の議事録（評議員会の意見の聴取に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為に定めている場合（法第66条第4項、第152条第8項において準用する法第108条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。））には、理事会の議事録及び評議員会の議事録）

(3) 所轄庁の認可書又はその認証がある謄本

なお、申請人が大臣所轄学校法人等に該当する場合における評議員会の議事録の添付及び申請人が大臣所轄学校法人等に該当することの確認については、上記6(4)と同様である。

第6 改正法施行の際現に存する学校法人等の理事についての登記

1 登記義務

改正法施行の際現に存する学校法人等の理事（理事長以外の理事であつて、寄附行為において特定の事項につき代表権を有する旨の内部的な定めがあったもの。以下同じ。）の登記については、上記第1の2(2)アのとおり、改正法の施行に伴い、当該理事の代表権を含む職務等の規定が削除され、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に変更が生じることになるため、主たる事務所の所在地において施行日から2週間以内に、代表権喪失による変更の登記及び代表権の範囲又は制限に関する定めによる変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項、第2条第2項第4号、同条第2項第6号、別表）。

2 添付書面

改正法施行の際現に存する学校法人等の理事の職務等の規定の削除によ

る代表権の喪失は、改正法の施行に伴い生じるため、登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第 25 条において準用する商登法第 18 条）を除き、添付書面を要しない。

3 登記の記録

改正法施行の際現に存する学校法人等の理事の変更に係る登記の記録は、別紙記録例 5 による。

1 代表業務執行理事の登記

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎
	代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する

〔注〕 学校法人等の寄附行為に代表権の範囲又は制限に関する定めがないときは、代表権の範囲の登記を要しない。

2 代表業務執行理事の変更の登記

(1) 新たな理事が就任すると同時に代表業務執行理事に就任した場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記

(2) 既存の理事が在任中に代表業務執行理事に就任した場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記

〔注〕 就任の年月日は、代表業務執行理事に就任した年月日を記録する。

(3) 代表業務執行理事が理事の任期満了により退任した場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事 甲野太郎</u>	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月30日退任
		令和 8年 7月 7日登記
代表権の範囲 <u>理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記

		令和 8年 6月 30日消滅
		令和 8年 7月 7日登記

〔注〕 代表権の制限をうけた代表業務執行理事の死亡、辞任、退任等により代表権の範囲に関する規定は消滅する。

(4) 代表業務執行理事が代表業務執行理事のみを辞任した場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事</u> <u>甲野太郎</u>	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日辞任
		令和 8年 7月 7日登記
代表権の範囲 <u>理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日消滅
		令和 8年 7月 7日登記

(5) 代表業務執行理事が理事を辞任したことに伴い、代表業務執行理事を退任した場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事</u> <u>甲野太郎</u>	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日退任
		令和 8年 7月 7日登記
代表権の範囲 <u>理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日消滅
		令和 8年 7月 7日登記

(6) 代表業務執行理事が重任した場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事</u> <u>甲野太郎</u>	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日重任

理事	甲野太郎	令和 8年 7月 7日登記
代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する		令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記
		令和 8年 6月 30日消滅
		令和 8年 7月 7日登記
代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する		令和 8年 6月 30日設定
		令和 8年 7月 7日登記

(7) 代表業務執行理事が在任中に理事長に就任した場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事長 甲野太郎	令和 8年 6月 30日資格変更
		令和 8年 7月 7日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
	代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する	令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記
令和 8年 6月 30日消滅		
令和 8年 7月 7日登記		

3 理事会の決議による決定により解散し、清算人が就任した場合の変更の登記

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事長 乙野花子	
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎	
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 清算人 丙野次郎	令和 7年 7月 10日就任
		令和 7年 7月 17日登記
	代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事	

	<u>務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>
--	-----------------------------

解散	令和7年7月10日理事会の決議により解散 令和 7年 7月 17日登記
----	--

- 〔注〕 1 解散の登記をしたときは、理事長及び代表業務執行理事に関する登記に抹消する記号を記録する（各登規則第5条において準用する商登規則第72条第1項）。
- 2 学校法人等が解散し、清算人が就任した場合には、当該清算人は、清算学校法人等を代表する者であることから（法第116条第2項）、組登令第2条第2項第4号に規定する代表権を有する者の変更の登記として清算人を登記する（組登令第3条第1項）。なお、この場合の資格は、「清算人」である。

4 設立又は合併無効の判決が確定した場合の登記

(1) 設立無効の登記

設立無効又は取消し	令和7年7月10日東京地方裁判所の設立無効の判決確定 令和 7年 7月 17日登記
-----------	--

- 〔注〕 設立無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、解散の場合と同様に、清算をすることを要する（法第111条第1項第2号）。この場合には、解散に関する登記に準じて、理事長及び代表業務執行理事に関する登記を抹消する記号を記録することを要する（各登規則第5条が準用する商登規則第72条第2項）。

(2) 新設合併設立学校法人等の解散の登記

登記記録に関する事項	令和7年7月10日東京地方裁判所の合併無効の判決の確定により解散 令和 7年 7月 17日登記 令和 7年 7月 17日閉鎖
------------	--

(3) 吸収合併存続学校法人等の変更の登記

吸収合併	<u>令和7年4月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号学校法人何何を合併</u> 令和 7年 4月 1日登記
	令和7年7月10日東京地方裁判所の合併無効の判決確定 令和 7年 7月 17日登記

(4) 吸収合併消滅学校法人等及び新設合併消滅学校法人等の回復の登記

登記記録に関する事項	<u>令和7年4月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号学校法人何何に合併し解散</u> 令和 7年 4月 1日登記 令和 7年 4月 8日閉鎖
	令和 7年 7月 17日復活
	令和7年7月10日東京地方裁判所の合併無効の判決確定により回復 令和 7年 7月 17日登記

5 改正法施行の際現に存する学校法人等の理事の登記
 (1) 理事長の就任及び理事の代表権喪失による変更の登記

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事長 乙野花子	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事 甲野太郎</u>	令和 6年 4月 1日就任
		令和 6年 4月 8日登記
		令和 7年 4月 1日代表権喪失
		令和 7年 4月 8日登記
	<u>代表権の範囲</u> <u>理事甲野太郎は何県何市何町何番地の従たる事</u> <u>務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>	令和 6年 4月 1日設定
		令和 6年 4月 8日登記
		令和 7年 4月 1日消滅
		令和 7年 4月 8日登記

〔注〕 1 改正法施行の際現に存する学校法人等の理事は、施行に伴い、代表権を当然に剥奪されるため原因の記録は、「代表権喪失」とする。

2 改正法施行の際現に存する学校法人等の理事の代表権の範囲又は制限に関する寄附行為の定めは、施行に伴い、当然に効力がなくなるため原因の記録は、「消滅」とする。

(2) 代表業務執行理事の就任の登記（寄附行為の定めるところにより代表権を有しなかった理事が施行日前に、あらかじめ代表業務執行理事に選定され、施行日に就任することで理事長以外の理事も代表権を有する場合）

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事長 乙野花子	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事 甲野太郎</u>	令和 6年 4月 1日就任
		令和 6年 4月 8日登記
		令和 7年 4月 1日代表権喪失
		令和 7年 4月 8日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 丙野次郎	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
	<u>代表権の範囲</u> <u>理事甲野太郎は何県何市何町何番地の従たる事</u> <u>務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>	令和 6年 4月 1日設定
		令和 6年 4月 8日登記

		令和 7年 4月 1日消滅
		令和 7年 4月 8日登記
	代表権の範囲 理事丙野次郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する	令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記

(3) 代表業務執行理事の就任の登記（寄附行為の定めるところにより代表権を有する理事が施行日前に、あらかじめ代表業務執行理事に選定され、施行日に就任することで理事長以外の理事も代表権を有する場合）

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事長 乙野花子	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>理事 甲野太郎</u>	令和 6年 4月 1日就任
		令和 6年 4月 8日登記
		令和 7年 4月 1日代表権喪失
		令和 7年 4月 8日登記
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 理事 甲野太郎	令和 7年 4月 1日就任
		令和 7年 4月 8日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 <u>理事甲務太郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する</u>	令和 6年 4月 1日設定
		令和 6年 4月 8日登記
		令和 7年 4月 1日消滅
		令和 7年 4月 8日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事甲野太郎は私立学校法に定める代表業務執行理事として、何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する	令和 7年 4月 1日設定
		令和 7年 4月 8日登記